

平成27年(ラ許)第197号 執行官の処分に対する執行異議の却下決定に対する  
執行抗告却下決定に対する執行抗告棄却決定に対する許可抗告申立事件

決 定

和歌山市十番丁72 カサ・デ まるのうち201

申 立 人 吉 田 益 夫

主 文

本件抗告を許可しない。

理 由

当庁平成27年(ラ)第689号事件につき、当裁判所が平成27年6月17日に  
した決定に対し抗告を許可する旨の申立てがあったが、申立人が「抗告許可申立理  
由書」で主張する抗告許可申立ての理由は、民事訴訟法337条2項所定の、最高  
裁判所の判例（これがない場合にあつては、大審院又は上告裁判所若しくは抗告裁  
判所である高等裁判所の判例）と相反する判断がある場合その他の法令の解釈に関  
する重要な事項を含むものとは認められない。

平成27年7月17日

大阪高等裁判所第11民事部

裁判長裁判官 林 圭 介

裁判官 杉 江 佳 治

裁判官 久 末 裕 子

これは正本である。

平成27年7月17日

大阪高等裁判所第11民事部

裁判所書記官 橋 本 悦

